

議 案 第 86 号

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税方法に係る規定を整備するため。

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和５８年松戸市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の第１４条の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。